

2022年1月7日
ENEOS株式会社

【お知らせ】

太陽光発電設備からの電力買取に関する契約約款の一部改定について

日頃よりENEOS太陽光買取サービスをご利用いただきありがとうございます。
さて、弊社は、2022年1月28日付けで「太陽光発電設備からの電力買取に関する契約約款」を改定いたしますので、下記よりご確認をお願いいたします。
なお、今回の改定に伴う買取料金単価の変更はありません。

記

- ・改定後の「太陽光発電設備からの電力買取に関する契約約款」は[こちら](#)
- ・「太陽光発電設備からの電力買取に関する契約約款」新旧対照表

現約款（改訂前）【2020年10月1日実施】	新約款（改訂後）【2022年1月28日実施】
6 買取契約の要件 (6) 当該発電設備が発電した電気が有する非化石価値が当社に帰属することを承諾していただくこと。	6 買取契約の要件 (6) <u>当該発電設備が有する供給力価値 (kw 価値)</u> <u>および</u> 当該発電設備が発電した電気が有する非化石価値が当社に帰属することを承諾していただくこと。

詳しくは、ENEOS太陽光買取カスタマーセンターまでお問い合わせください。

ENEOS太陽光買取カスタマーセンター
電話番号0120-08-8704
受付時間午前9時～午後5時（第3日曜と年末年始を除く）

以上